

トランスサガミ 及び 石廊崎レース

2024 裁量ペナルティ指針

本リストはトランスサガミ、及び石廊崎ヨットレースにおける裁量ペナルティ適用に関するプロテスト委員会の指針とするものです。

- ・番号はレース公示 [N O R] 帆走指示書 [S I] の項目番号を示す
 - ・「+〇%」はレース所要時間に対して追加する時間の割合を示す。「〇%~〇%」はプロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。
 - ・「合理的な理由」「軽微」については、プロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。

1. 安全にかかわるもの

- ・合理的な理由のあるもの +0%~2%
- ・その他 +5%

<対象>

- ・ NoR

1-2 『セーリング装備規則 2021-2024』

1-3 『外洋特別規定 2024-2025 (OSR)』

- ・ S I

15-2 スタートしない艇、リタイアした艇の行動

15-4 その他の安全規定 (NoR 4 参加資格参照)

- ・ RRS 第2章以外の軽微な違反の中で安全に関わるもの

(C) レース運営の公平にかかわること

- ・合理的な理由のあるもの +0%~2%
- ・その他のうち軽微なもの +3%
- ・その他 +5%

<対象>

- ・ NoR

1-4 クラス規則 (IRC、ORC クラス)

8 主催者が指定した広告の表示

・ SI

- 16 エンジンの使用
- 17 乗員登録の変更
- 18 装備と計測のチェック

- ・ RRS 第 2 章以外の軽微な違反の中でレース運営の公平に関わるもの

(D) マナー、シーマンシップに関わること

- ・ 合理的な理由のあるもの +0%～2%
- ・ その他 +5%

<対象>

- ・ RRS 47 海上でのゴミの投棄
- ・ 他、RRS 第 2 章以外の軽微な違反の中でマナー、シーマンシップに関わるもの

プロテスト委員長 榛葉克也